

相模原市立相模湖こども園 園則（運営規程）

第1章 総 則

（施設の目的及び運営の方針）

第1条 相模原市が設置する相模湖こども園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育を必要とする小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)を日々受け入れ、適正な特定教育・保育を行うことを目的とする。

- 2 当園は、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、利用子どもの属する保護者(以下「支給認定保護者」という。)との密接な連携の下に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、特定教育・保育を行うものとする。
- 4 当園は、支給認定保護者及び地域の様々な社会資源との連携を図りながら、支給認定保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号)」その他関係法令を遵守し、特定教育・保育を実施するものとする。

（名称等）

第2条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相模原市立相模湖こども園
- (2) 所在地 相模原市緑区与瀬886-7

第2章 学年、学期、特定教育・保育の提供を行う日及び時間

（学年及び学期）

第3条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- | | |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から7月31日まで |
| 第2学期 | 8月1日から12月31日まで |
| 第3学期 | 1月1日から3月31日まで |

（特定教育・保育の提供を行う日）

第4条 特定教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下、「法」という。)第19条第1項第1号の利用子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 学年始休業 4月1日から同月5日まで
- (3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (5) 学年末休業 3月26日から同月31日まで
- (6) その他園長が必要と認めた日

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第5条 特定教育・保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月曜日から金曜日 午前9時00分から午後2時30分まで

ただし、当園が定める教育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により一時的に保育が必要な場合は、預かり保育を提供する。

- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間

相模原市が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が特定教育・保育を必要とする時間とする。ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により特定教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間の間で延長して保育を提供する。

ア 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後6時00分まで

イ 土曜日 午前7時00分から午後6時00分まで

- (3) 保育短時間認定に係る保育時間

相模原市が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が特定教育・保育を必要とする時間とする。ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により特定教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間の間で延長して保育を提供する。

ア 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後4時30分まで

イ 土曜日 午前8時30分から午後4時30分まで

- (4) 開所時間

相模原市が定める当園の開所時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分まで

イ 土曜日 午前7時00分から午後6時00分まで

第3章 提供する特定教育・保育の内容、利用定員及び職員数等

(提供する特定教育・保育の内容)

第6条 当園は、児童福祉法その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年文部科学省告示第1号)及び全体的な計画に沿って、利用子どもの発達に必要な特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する支援)

第7条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする利用子ども及び支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと教育・保育や支援を行い、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(利用定員)

第8条 当園の利用定員は、法第19条第1項第1号、第2号及び第3号利用子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第1号の利用子ども(特定教育・保育を必要とする3歳以上児)
32人
- (2) 法第19条第1項第2号の利用子ども(特定教育・保育を必要とする3歳以上児)
48人
- (3) 法第19条第1項第3号の利用子ども(特定教育・保育を必要とする3歳未満児)
のうち、満1歳以上の利用子ども 34人
- (4) 法第19条第1項第3号の利用子ども(特定教育・保育を必要とする3歳未満児)
のうち、満1歳未満の利用子ども 6人

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 特定教育・保育の実施に当たり、配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長(常勤専従) 1人

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、利用子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 副園長(常勤専従) 1人

副園長は、園長を補佐し、園の庶務を行うとともに、支給認定保護者からの育児相談及び特定教育・保育の内容について他の保育教諭を統括する。

- (3) 地域担当保育教諭（常勤専従）1人
地域担当保育教諭は、地域の保護者等に対する子育ての支援を行う。
- (4) 保育教諭(常勤専従10人、非常勤13人)
保育教諭は、特定教育・保育の立案とその計画、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行い、利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう特定教育・保育を行う。
- (5) 保健指導補助員（非常勤1人）
保健指導補助員は、園児の健康状況や発育及び発達把握、保健指導を行う。
- (6) 保育調理員(常勤専従2人、非常勤6人)
保育調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (7) 庁務技能員(非常勤) 2人
庁務技能員は、施設の環境整備を行う。
- (8) 嘱託医 1人
嘱託医は、利用子どもの健康診断及び園生活における健康の管理・指導を行う。
- (9) 嘱託歯科医 1人
嘱託歯科医は、利用子どもの歯科健康診断及び園生活における健康の管理・指導を行う。
- (10) 嘱託薬剤師 1人
嘱託薬剤師は、利用施設内外の適切な環境の管理・指導を行う。
- (11) その他 必要に応じ、非常勤保育補助、事務補助、看護師等を配置する。

第4章 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項、利用にあたっての留意事項

(特定教育・保育施設の利用の開始に関する事項)

第10条 当園は、その利用に関し必要な事項を書面により説明し、支給認定保護者はその内容を確認するものとする。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第11条 当園は、市町村から特定教育・保育の実施について支給認定を受けた法第19条第1項第1号の利用子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

- 2 法第19条第1項第1号の利用子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、面接により選考を行い、園長が入園者を決定する。
- 3 法第19条第1項第2号及び第3号の利用子どもについては、法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 休園、退園又は転園しようとする者は、支給認定保護者が理由を記して園長に届け出るものとする。

(特定教育・保育施設の利用の終了に関する事項)

第12条 当園は、次の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。
- (2) 支給認定保護者から当園利用の取り消しの申し出があったとき。
- (3) 当園利用の継続が不可能であると相模原市が認めたとき。
- (4) 法第19条第1項第1号及び第2号の利用子どもが学校就学の始期に達したとき。
- (5) その他、当園の利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

(修了)

第13条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

第5章 利用者負担額等

(利用者負担額その他の費用の種類)

第14条 当園の保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額を支払うものとする。

- 2 当園は、第1項の支払を受けるほか、別表に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受ける。

第6章 緊急時における対応等

(緊急時等における対応方法)

第15条 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに支給認定保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用子どもに事故が発生した

場合は、速やかに支給認定保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

- 3 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用子どもに賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 当園は、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関との通信及び連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

第7章 衛生管理等

(衛生管理等)

第17条 当園は、利用子どもの使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 当園は、感染症及び食中毒の発生を防止し、これらがまん延しないように必要な措置を講じるよう努める。

第8章 虐待の防止のための措置及びその他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(虐待の防止のための措置)

第18条 当園は、利用子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第19条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 当園の職員は、業務上知り得た地域の子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 3 当園の職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第20条 当園は、特定教育・保育の提供に関する記録等を作成・整備し、その年度の完了の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 利用子どもの成長・発達に関わる記録 7年間保存

- (2) 利用子どもの幼保連携型認定こども園園児指導要録 当該利用子どもが小学校を卒業するまでの間保存（学籍等に関する記録については20年間保存）
- (3) 利用子どもの特定教育・保育に係る記録 5年間保存
- (4) 事故の状況及び処置に係る記録 5年間保存

（その他運営に関する重要事項）

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

費用の種類	支払いを求める理由	金額
食事の提供に要する費用(法第19条第1項第2号の利用子ども)	主食、副食の提供	月額 主食費 1,000円 副食費 4,400円
食事の提供に要する費用(法第19条第1項第1号の利用子ども)	主食、副食の提供	270円(主食50円、副食220円)にその月において給食の提供を受けることができる日数を乗じて得た額
延長保育料(法第19条第1項第2号3号の利用子ども)	30分を超えない延長保育を利用する場合	500円
	30分を超える延長保育を利用する場合	1,000円
一時預かり保育利用料(法第19条第1項第1号の利用子ども)	午前8時30分～午前9時の一時預かり保育を利用する場合	100円
	通常保育終了後～午後4時30分の一時預かり保育を利用する場合	500円
教材その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用	個人で使用する教材	実費負担
当園の利用に当たり通常必要とされるものの費用	午睡用布団の乾燥	月額 300円

※特別な事情により給食を提供できない場合は、別途規定する。

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ及びロに掲げる食事の提供に要する費用は免除する。

※生活保護受給世帯等については教材費等の一部が補足給付事業により助成される場合がある。

※一時預かり保育利用料が無償化の対象になるためには、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を提出し、保育の必要性の認定を受ける必要がある。